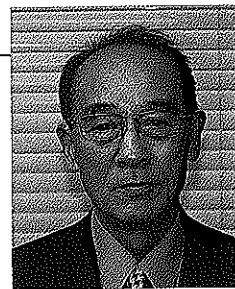


TPP薬品特許問題：日本は途上国を支えるべき。 米国畜産団体：対日・関税全面撤廃を要求。首相は重要品目の関税維持に責任を負う



公益財団法人日本農業研究所
客員研究員
服部信司

1. 日本の7月交渉参加：聞くだけにとどまる

7月23日午後TPP第18回交渉（於マレーシア）に参加した日本は、ようやく交渉テキスト（各国の提案、交渉内容）にアクセスし得ることになった。日本政府は、原産地規制・政府調達・環境など5分野の交渉に参加したが、交渉を聞くだけにとどまった。最終日25日、首席交渉官会合において、日本は24分野の交渉状況についてブリーフィング（簡単な説明）を受けた。日本のTPP交渉参加は、交渉状況聞き、交渉状況を知る機会を得ることにとどまったのである。

2. 霧散した「ルール交渉の主導」（安倍首相）

このマレーシアにおける第18回交渉に入る前に、すでに協定案文29章中14章について大筋（技術的作業が）終結していた。マレーシアの交渉では、残りの15章について技術的作業の終結に至っていない。アメリカのワイゼル首席交渉官は「次回ブルネイにおいて、残り15章について（技術的作業を）終結し、全29章の協定案文を実質的に終了させる」としている。そうなれば、残るは、政治的な判断が要求される重要（センシティブ）事項と

なる。アメリカは、それについて9月～12月に交渉し、「10月大枠合意→年内妥結を目指す」としているのである。

こうした交渉の現状を見れば、「（日本が）ルール交渉を主導する」（安倍首相）ことなどは霧散したと言わなければならない。そもそも日本は、ルール交渉で何を指すのかも明確ではない。

ルール交渉における重要事項とは、これまでの交渉でアメリカと他の交渉国が対立してきた問題点である。日本は、それに対して、どのような立場を取るかが問われている。

3. 薬品特許問題：日本は人道的視点からアジア途上国を支えるべき

知的財産権における重要事項は、生物学的薬剤（ワクチン、血清、抗体など）の特許期間＝薬剤開発会社による臨床データ独占使用期間の問題である。その間、他の製薬会社は、薬剤開発会社の臨床データを用いて後発薬剤を製造・販売することはできない。アメリカの製薬会社は、この独占使用期間をアメリカ国内法と同じ12年とすべき、としている。通常薬品の場合は、アメリカでは5年、日本では8年。アメリカで生物学的薬剤の独占使用

期間が12年とされたのは、2010年の健康保険法においてであった。

通常薬剤を大幅に上回る独占使用期間の設定は、アメリカ製薬会社の利益追求からである。これに対し、途上国を中心とする他の交渉国は反対している。途上国における廉価版薬剤（ジェネリックス）の販売が大幅に遅れるからである。

日本は、人道的見地から、“生物学的薬剤の開発会社に長期の臨床データ独占使用期間を与えようとするアメリカの提案に反対する”途上国を支持すべきである。それは、ルール分野の交渉において日本が果たし得る数少ない役割のひとつになるであろう。

4. 米国畜産団体：関税全面撤廃を要求

TPP交渉におけるセンシティブ事項の中心は、物品の自由化問題である。アメリカ通商代表部は、6月9日を目途に、「日本とのTPP交渉の目標についてのパブリックコメント」を募集した。また、アメリカ議会は、7月上旬、対日TPP交渉についての公聴会を開催した。そこにおいて畜産団体は、以下のような態度をとっている。

アメリカの養豚団体＝全国豚肉生産者協会（NPPC）は、「パブリックコメント」において、「差額関税制度（kg529円以下では日本に輸入し得ない）は高度の輸入保護制度である。これによって安い豚肉の輸入が抑えられている。この制度がなくなれば、アメリカは大量の安い豚肉を日本に輸出することになる」とし、議会の対日TPP公聴会において「日本の関税の全面撤廃」を要求したのである。

アメリカの牛肉団体＝全国肉牛生産者協会（NCBA）は、パブリックコメントにおいて「TPP交渉における関税・輸入割当・その他の貿易を乱す措置の廃止を支持する。日本は例外であってはならない」とした。

アメリカの牛乳生産者団体＝全国牛乳生産者連合（NMPF）は、「関税がなくなれば、はるかに多くの輸出量を予測し得る。現行の日本のシステムは複雑な関税割当制度であり、現行のシステムに比べ、大幅に簡素化したシステムの下でアクセスを拡大することが最優先順位」としている。NMPFも、7月2日の公聴会において日本の関税の撤廃を主張している。

オバマ大統領は、今年的一般教書演説で初めてTPPに言及し、TPP重視を示した。また、新通商代表には、大統領の最も信頼するフロマン前大統領次席補佐官を抜擢した。そこには、TPPによる「輸出拡大→雇用増」の狙いがある。日本の農産物市場はその標的にされていると言っている。

5. 首相は重要品目の関税維持に責任を負っている

2月の日米首脳会談において、安倍首相は、「『聖域なき関税撤廃が前提とされていないこと』が確認された」として、TPP交渉への参加を表明した。日本のTPP参加は、その首相の判断が基礎となっている。首相は、重要品目の関税の維持に責任を負っているのである。首相には、交渉の最終局面において交渉に直接関与し、重要品目の措置を実現する責任ある対応が問われている。（2013年7月31日）